

日本国文部科学省とウクライナ教育科学省との間の 教育及び科学技術分野における協力覚書

日本国文部科学省及びウクライナ教育科学省(以下、総称して「両当事者」、個別に「当事者」という。)は、
教育及び科学技術分野における協力の発展について相互の利益を認識し、
両当事者及びその国民の互惠関係を強化することを希望し、
教育及び科学技術分野における協力が二国間関係の重要な要素であることを認識し、
次の通り同意した。

1.

両当事者は、両国の現行法令に従い、平等及び相互尊重を基礎として、教育及び研究機関間の、教育及び科学技術分野における協力を支援し、発展させる。

2.

両当事者は、以下のような協力分野の発展を促進する：

- a) 高等教育機関及び研究機関間での直接的な協力の歓迎；
- b) 教育及び科学技術分野における学術職員、専門家及び学生の協力及び交流；
- c) 科学に関する知識、意見及び情報交換を含む科学技術研究の発展；
- d) その他両当事者で同意した協力

3.

両当事者は、ウクライナの高等教育を含む教育機関における日本語学習及び日本の高等教育を含む教育機関におけるウクライナ語学習を引き続き歓迎する。

4.

本協力覚書(以下「本覚書」という。)の事項を実施し、本覚書に基づく活動を把握するため、両当事者は、教育・科学技術協力合同委員会(以下「合同委員会」という。)を設置する。

合同委員会の会議は、両者にとって都合の良い時期に、日本及びウクライナで交互に開催される。合同委員会の会議の期日は、外交ルートを通じて決定される。

両当事者は、公的機関及び関連する教育及び研究機関の代表者を合同委員会の会議に招待することができる。

合同委員会は、必要に応じて、教育及び科学技術の分野における特定の協力分野に関する作業部会を設置し、専門家を合同委員会の会議に参加させることができる。

5.

本覚書の枠組みにおける協力は、両当事者の財政能力に従って実施され、本覚書の実施する結果として財政的義務は生じない。

6.

本覚書は、両当事者の相互の書面による同意により修正することができる。すべての変更及び追加は、本覚書の8項に沿って運用する。

7.

本覚書の解釈や適用に関するあらゆる相違は、両当事者間の協議及び交渉を通じて解決される。

8.

本覚書は無期限で継続し、署名の日から運用される。

各当事者は、他方の当事者に書面での通知を送付することによって本覚書を終了させることができる。この場合、本覚書は、他方の当事者がその通知を受領してから6か月後に終了する。

両当事者によって別段の同意がされない限り、本覚書の終了は、本覚書に沿ってすでに実施されており、本覚書終了時に完了していないプログラム、プロジェクト及び活動には影響を与えない。

2012年9月18日に作成された日本国文部科学省及びウクライナ教育科学青年スポーツ省との教育分野の協力覚書は、本覚書の運用開始の日に終了する。

2024年2月28日、東京において、ウクライナ語、日本語、英語の原本2部に署名された。すべての文書は等しく効力を有する。本覚書の規定の解釈に相違がある場合には、英語の本文が参照される。

盛山 正仁
日本国文部科学大臣

コルスンスキー・セルギー
駐日ウクライナ特命全権大使